

第4章 優先実施業務の選定

発災後に下水道機能を早期に回復させるため、新たに発生する災害対応業務や継続して実施すべき通常業務が遅延することによる地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への影響の大きさを総合的に判断し、優先業務を選定する。

優先業務の選定に当っては、図4-1に示すとおり。下水道機能が失われた際に発生する社会、環境に与える影響を十分考慮する必要がある。

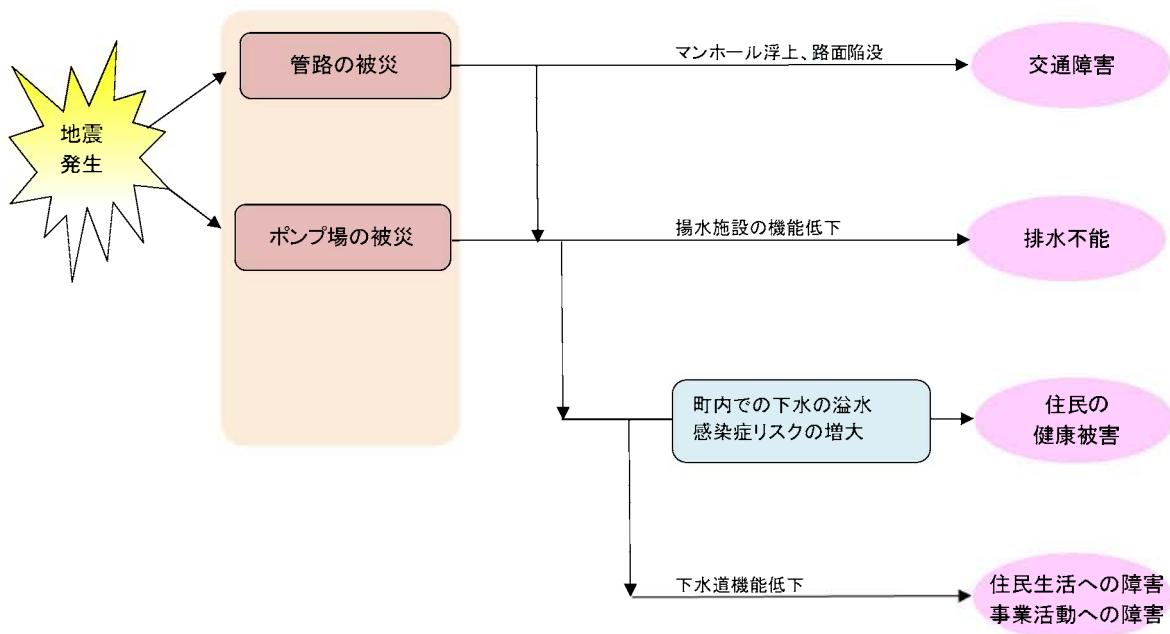


図4-1 地震の発生時に下水道被害が与える社会影響イメージ図

【出典：下水道BCP策定マニュアル～第2版～国土交通省（平成24年3月）一部加筆】

4-1. 災害対応業務

瑞穂町業務継続計画では、災害対応業務として災害対策本部業務と非常時優先業務を選定し、それ以外の通常業務は、発災後3日間は着手しないこととしている。下水道部局（都市計画班）における非常時優先業務を表4-1に示す。

表4-1 非常時優先業務

項目	内容
(1) 緊急点検 管路施設	二次災害の防止と緊急調査における安全確保を目的として行う。
(2) 緊急調査 管路施設	下水道機能への被害を緊急的に把握。
(3) 一次調査 管路施設	下水道流下機能の確認、管きょの破損状況の把握。
(4) 緊急点検 ポンプ場施設	二次災害の防止と緊急調査における安全確保を目的として行う。
(5) 緊急調査 ポンプ場施設	被害概要の把握と二次災害の防止を目的として行う。
(6) 緊急措置 ポンプ場施設	機能障害及び二次災害の危険性を回避するための緊急措置。
(7) 一次調査 ポンプ場施設	最低限の機能回復を目的として行う。
(8) 連絡調整	関連部局との連絡調整。

4-2. 通常業務

下水道部局に関連する通常業務を表4-2に示す。

表4-2 通常業務

業務内容
(1) 下水道事業の予算に関すること。
(2) 下水道事業の計画及び調査に関すること。
(3) 公共下水道事業の認可、申請等に関すること。
(4) 流域下水道に関すること。
(5) 公共下水道受益者負担に関すること。
(6) 公共下水道の使用料に関すること。
(7) 水洗便所改造資金融資あっせん等に関すること。
(8) 排水設備に関すること。
(9) 指定下水道工時点に関すること。
(10) 下水道台帳の整備保管に関すること。
(11) 水洗便所の普及に関すること。